

ねんらく板



竹原市役所
〒725-8666
竹原市中央五丁目1番35号
<https://www.city.takehara.lg.jp/>

人のうごき

(住民基本台帳登録者数)

人口	23,901人
男	11,412人
女	12,489人
	12,078世帯
1年前	24,378人
5年前	26,548人
	- 3月31日現在 -



麻しん風しん2期 予防接種について

麻しん風しん混合ワクチンの
予防接種を実施しています。
無料接種期間は、令和5年3月
31日までです。なるべく早い
時期に接種しましょう。

令和4年度の対象者

第2期…就学前の1年間
(平成28年4月2日～平成29
年4月1日生まれの人)

※対象者には、4月中に予防接
種勧奨の個人通知を送付して
います。

問い合わせ

保健センター
☎22-7157



日本赤十字社の活動に ご支援ご協力を

毎年5月は赤十字運動月間
です。赤十字の理念や活動に賛
同いただき、活動資金として年間
500円以上を支援していただ
ける人を募集しています。

日本赤十字社が多様な活動を
展開するための財源は、みなさ
んの会費で支えられています。

竹原市の令和3年度実績額
3,870,100円

※日本赤十字社広島県支部へ送
金しました。

問い合わせ

日本赤十字社広島県支部竹原市
地区事務局(社会福祉課福祉係内)

☎22-2946



不法投棄は 犯罪です

市内各所に監視カメラを設置
し、不法投棄防止の取組みを強
化しています。

不法投棄は犯罪であることを
認識し、ゴミの適正処分と不法
投棄に関する情報提供にご協力
ください。

問い合わせ

市民課生活環境係
☎22-2279



経営所得安定対策

経営所得安定対策は、「水田
活用の直接支払交付金」等の枠
組みがあり、水田において販売
目的で園芸作物等を作付するな
ど、要件を満たす方が交付を受
けることができます。

申請期限

6月30日(木)まで

提出書類

営農計画書及び所定申請書等
(産業振興課備え付け)

申し込み・問い合わせ

竹原市農業再生協議会(産業
振興課内) ☎22-7745



住居番号表示板の 受け渡しについて

住居表示の実施区域では、住
居番号を通行人から見やすい場
所に表示しています。なお、表
示板が劣化・破損した場合、無
料で交換品をお渡ししますので
お問い合わせください。

実施区域

中央一丁目～五丁目、塩町一
丁目～四丁目、港町一丁目～五丁目、
本町一丁目～四丁目、田ノ浦一
丁目～三丁目、忠海中町一丁目～四
丁目、忠海床浦一丁目～四丁目、
忠海長浜一丁目～三丁目、忠海東
町一丁目～五丁目

問い合わせ

市民課市民係
☎22-7734

子育て世帯向け賃貸住宅入居者募集中!

子供を遊ばせながら交流できる中庭を完備し、中央公園にも隣接して
います。見学も随時募集しています。

お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

都市整備課住宅建築係
☎22-7749



▲詳しくはこちら





i 軽自動車税減免申請

障害のある人は、次の要件を満たす軽自動車については、申請によって軽自動車税種別割が減免されます。

対象

- ①自ら運転する車（本人名義）
- ②通学、通院、生業用として使用する車（身体障害者等と生計を一つにしている人が運転する場合は、家族名義の軽自動車も対象）
- ③身体障害者等のみで構成される世帯の人を常時介護する人が運転する車

※障害の程度によっては、対象にならない場合があります。

※②及び③については、車の全用途の50%以上または週3回以上身体障害者等の移動のために使用しているものに限ります。

※障害のある人が利用するための構造となっている軽自動車、公益のために直接専用するものと認められる軽自動車についても減免制度があります。

申請に必要なもの

身体障害者手帳等、運転する人の運転免許証、納税通知書、軽自動車所有者のマイナンバーカード（個人番号カード）

申請期限 5月24日（火）

問い合わせ

税務課市民税係

☎ 22-7732

i 肥料販売業務届出を

肥料販売の開始・変更・廃止には、肥料取締法に基づき届出が必要です

問い合わせ

産業振興課農林水産振興係

☎ 22-7745

空き家対策補助金

①空き家の除却工事費を補助

老朽化し危険な空き家の除却工事費用の一部を補助します。

対象

特定空家または市の認定を受けた空き家（事前に認定が必要）

補助金額

除却工事費の3分の1以内（上限30万円）

※事前の認定申請は、随時受付しています。

②空き家の改修工事費を補助

市外居住者が空き家を取得（取得後6か月経過していないこと）し、居住のために必要な改修工事費用の一部を補助します。

対象

空き家バンクに登録された物件、1戸建て住宅又は併用住宅のうち、空き家となって1年以上経過していること

補助金額

改修工事費の2分の1以内（上限100万円）

要件

取得した空き家に住民登録すること等

③空き家の家財道具処分費を補助

空き家にある家財道具処分費用の一部を補助します。

対象 ②の改修工事費補助と同じ

補助金額

処分費の2分の1以内（上限10万円）

要件 3年以上、空き家バンクへ登録すること等

※各補助制度には、諸条件がありますので、必ず事前にご相談ください。

申請期間

5月16日（月）～11月30日（水）

問い合わせ

都市整備課住宅建築係

☎ 22-7749

i 勤労者の暮らしを応援 自治体提携融資制度

対象（すべてに該当する人）

- ①竹原市・大崎上島町内に在住または勤務する人
- ②居住年数または勤続年数が1年以上の人
- ③前年の収入が150万円以上の人

用途 住宅資金、教育資金、冠婚葬祭費、医療費、介護器具購入費

融資額

住宅資金・教育資金は最高300万円、冠婚葬祭費・医療費・介護器具購入費は最高200万円

融資利率 年2.29%

（令和4年4月1日現在）

※担保は不要です。

返済期間 住宅資金・教育資金

は10年以内、冠婚葬祭費・医療費・介護器具購入費は5年以内

※毎月返済または毎月とボーナスでの併用返済。

申し込み・問い合わせ

中国労働金庫西条支店

☎ 082-422-6655

i 介護者慰労金

高齢者を介護している同居家族に、慰労金を支給します。

対象 要介護4以上で、市民税非課税世帯の在宅高齢者を常時介護している市内在住の家族

要件（すべてを満たすこと）

- ①申請日前の1年間市内に住んでいる
- ②①の期間介護保険サービスを受けていない。

※7日以内の短期入所は可

支給額 年額10万円

申し込み・問い合わせ

健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743

募 竹原市共同墓地 貸付公募

竹原市共同墓地を貸付公募します。

貸付区画

7区画 (2.16㎡～24.48㎡)

使用料 14万2,000円

～19万6,000円

管理料

1区画あたり年間2,400円

使用期間 許可を受けた日の翌日から起算して30年

※更新により継続使用が可能です。

申込資格

①竹原市に本籍または住所がある人で、世帯主またはこれに準ずる人

②焼骨の埋葬及びこれに伴う墓碑の建設を目的とする人

申込期間

5月9日(月)～31日(火)

※応募者多数の場合は、抽選を行います。

申し込み・問い合わせ

市民課生活環境係

☎22-2279

i 危険物取扱者保安講習

日時・講習種別

7月5日(火)～6日(水)

●給油取扱所

9時30分～12時30分

●その他

13時30分～16時30分

場所 東広島市消防局2階講堂

定員 40人(区分ごと)

費用 受講案内参照

申込期限 5月19日(木)

※受講案内は予防課および消防署・分署で配布しています。

問い合わせ

東広島市消防局予防課

☎082-422-6341

広島県危険物安全協会連合会

☎082-261-8251

i 人工内耳用の電池・ 充電器購入補助

対象 市内在住で身体障害者手帳(聴覚障害)を持っており、人工内耳を装着している人

補助額

電池 片耳1か月2,500円

充電器 片耳18,000円(耐用年数3年)

充電器 29,000円(耐用年数3年)

※電池と充電器の併用はできません。

申請方法

身体障害者手帳、人工内耳を装着していることが確認できるもの、商品がわかるパンフレット等を持って健康福祉課障害福祉係へ

※商品の購入前に申請してください。

※商品を購入する業者や商品を決めてから申請してください。

申請・問い合わせ

健康福祉課障害福祉係

☎22-7743

i 第64回水道週間

6月1日から「水道週間」が始まります。期間中、給水装置工事事業者の協力により、次のサービスを行います。

期間 6月1日(水)～7日(火)

サービス内容(土・日は除く)

①成井浄水場の一般公開

(事前申込が必要)

②蛇口の取替え(材料費は本人負担)

③蛇口ケレップ(蛇口の中にあるコマ)の取替え(無料)

④水道に関する各種相談

※期間中、市指定の給水装置工事事業者において、水道に関する相談に応じています。

お気軽にご相談ください。

※事業者は、市ホームページでご確認ください。

問い合わせ

水道課工務給水係

☎22-7768



i 国民年金の 任意加入制度

老齢基礎年金を満額受給するためには

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間年金保険料を納めなければ、満額の基礎年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して、満額の年金に近づけることができます。

老齢基礎年金を受給するためには

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や免除期間等が原則として10年以上必要です。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る。)

また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。

任意加入した際の国民年金保険料は原則口座振替となります。手続きは年金手帳・通帳・金融機関への届出印をお持ちのうえ、市民課医療年金係まで申請してください。

問い合わせ

市民課医療年金係

☎22-7734

呉年金事務所

☎0823-22-1691

